

別添49 燃料蒸発ガスの測定方法

1. 適用範囲

この技術基準は、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）から蒸発ガスとして排出される炭化水素（以下「HC」という。）の測定について適用する。

2. 試験方法等

燃料蒸発ガスの排出量の測定に関する試験方法等は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（平成12年外務省告示第474号）第19号第2改訂版（以下、「世界統一技術規則第19号第2改訂版」という。）の技術的な要件に定める基準とする。この場合において、試験に使用するガソリンの標準規格は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定第15号第5改訂版の附則3のTable A3/1の表（E10ガソリンを燃料とすることができる自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあつては、世界統一技術規則第19号第2改訂版の附則2の2.又は別添16の別紙の表）に掲げるとおりとする。